資料４

経済産業省

# 第２評価軸における評価項目について

2026年11月9日

資源エネルギー庁

# 第２評価軸における評価項目について

- 建築物LCA制度の目的は「建築物の脱炭素化の推進」であって、**第２評価軸は「脱炭素・GX投資を促進するための追加的な取組」を評価するもの**とされており、「敷地外の再生可能エネルギーの活用効果」と同等に、**再生可能エネルギー以外を含む「脱炭素エネルギー」についても評価が必要**。
- 脱炭素エネルギーは多様で、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、太陽熱、雪氷熱等の再エネや、原子力、火力（水素、アンモニア）、CCS付火力等があり、今後、需要家も多様な脱炭素エネルギーを選べる状況。
- 事務局資料に記載の「敷地外の再生可能エネルギーの評価の取り扱い」に関して、再生可能エネルギー以外の**脱炭素エネルギーにおいても、再生可能エネルギーと概ね同様に評価可能と考えている**。ただし、①の**追加性については、エネルギーによって考え方が異なるため、次回改めて議論したい**。

**＜参考＞第7次エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）での脱炭素エネルギーの記載**

2040年に向けては、徹底した省エネルギーの推進に加え、製造業を中心に、熱需要や製造プロセスそのものの転換が必要となるため、再生可能エネルギーや原子力などの脱炭素電源や水素等の脱炭素エネルギーの供給サイドの取組と併せて、燃料転換や電化、非化石転換を大胆に進めていく必要がある。

**＜参考＞脱炭素エネルギー（うち脱炭素電源）を取り扱う既存制度**

■ **長期脱炭素電源オークションにおいて取り扱う電源種**

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、原子力、火力（水素、アンモニア）、CCS付火力　等

（出所）長期脱炭素電源オークションガイドライン（URLリンク）

■ **脱炭素電源地域貢献型投資促進事業（GX地域共創補助金）において取り扱う電源種**

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、原子力、火力（水素、アンモニア）、CCS付火力　等

（出所）令和8年度脱炭素電源地域貢献型投資促進事業公募要領（URLリンク）

# 敷地外の脱炭素エネルギーの評価の取り扱い（１）

事務局資料からの変更点　今回議論

○ 敷地外の脱炭素エネルギーによる炭素排出削減量を評価する上では、①その調達が新たな脱炭素エネルギー導入に寄与したか（追加性）、②その調達が継続（担保性）、③一定の省エネ性能の確保、④敷地内の脱炭素エネルギー設置を要件とする。

- 国内外の制度を参考に、①追加性、②担保性を、要件に含めるものとする。
- 60年にわたる調達を設計時点で確認することは、実務上困難であることから、15年以上の契約等がある場合を対象とする。
- 15年以上の契約等がある場合、評価期間内において、その後も同等の調達が継続されるものとみなすこととする。
- 脱炭素エネルギー設置の普及かつ建築物の省エネ性能の向上を図るため、誘導基準の省エネ性能がある場合、算定することを可能とする。
- 敷地外の脱炭素エネルギーを評価する上で、まずは建築物に脱炭素エネルギー設置を行うこととする。

## 敷地外の脱炭素エネルギーによる炭素排出削減量を評価する上での要件と確認事項

| | ①追加性 | ②担保性 | ③省エネ性能 | ④オンサイト脱炭素エネルギー設置 |
|---|---|---|---|---|
| 趣旨 | 追加性の考え方は、脱炭素エネルギーごとに異なるため、次回での議論とさせていただきたい。 | 長期にわたり当該建築物に環境価値が帰属し続けること | 建築物の省エネ性能も高めること | 建築物に脱炭素電源を設置すること |
| 要件 | | **15年以上の調達期間** | **誘導基準の達成**（例：ZEB水準　事務所　BEI=0.6） | **脱炭素エネルギー設備を設置すること**<br>※脱炭素エネルギー設置が技術的に困難である場合を除く |
| 主な確認事項 | | • 一定の年数の調達計画<br>• 対象発電設備、環境価値の帰属 | • 省エネ性能（BEI） | • 建築物への脱炭素エネルギー設備の設置<br>• 建築物への脱炭素エネルギー設置が合理的でないこと |
| 主な確認書類 | | • 調達計画書や契約書等、環境価値の帰属が15年以上確保されることを確認できる書類等 | • 省エネ計算書等 | • 設置の確認ができる書類等<br>• 脱炭素エネルギー設備の設置を検討した結果、合理的でないことが確認できる書類等 |
| 参考制度 | | ワシントン州エネルギーコード<br>• 敷地内外の再エネ設備に係る環境価値（REC）を、建築物所有者のために15年以上償却することを要求<br>• 購入契約についても15年以上の期間を有し、建築物の所有権移転後も存続する構成を要求 | 「ZEB」（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）<br>• ZEBの要件として、省エネ基準値から50%以上の削減(BEI=0.5)した場合に、創エネ(再エネ設備)の効果を見込むことが可能 | **②～④に関しては、概ね再エネと同様に評価可能（次回に向けて要精査）** |